

2 回目のエネルギー評価にあたっての基本方針

ルミナコイド素材エネルギー評価検討委員会
委員長 奥 恒行

1) 1 回目の評価結果を消費者庁へ提出して栄養成分表示に活用するよう長官宛に要望書を提出しておりますが、どのような扱いになるか現在のところ明らかではありません。消費者庁は栄養表示に関する法律改正をするための作業をされているので、そこで対処される可能性もあります。

第2 回目の評価作業においてもエネルギー評価に取り上げる素材は5 種類以内にしたと考えておりますので、複数の素材のエネルギー評価を希望する企業は必ず優先順位をつけてください。エネルギー評価に耐えうる資料を備えている素材を優先しますので、1 企業の複数の素材を取り上げる可能性もあります。評価作業をしながら評価結果の今後の扱い等について消費者庁担当官と話し合いをする予定です。なお、今後様子を見ながら1 年間に1~2 回程度エネルギー評価作業を実施することを考えております。

2) 昨年の時点で、エネルギー評価を希望するルミナコイド素材は十数種類挙がっております。これらの中にはエネルギー評価に十分な資料を蓄積されているものやそうでないものがあると考えられます。そこで、別紙のようなアンケート調査をさせていただき、評価に耐え得る資料がどの程度整っているかの仕分けをしたいと考えております。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

3) ルミナコイド素材エネルギー評価検討委員会は日本食物繊維学会の学会活動の一環として位置付け、予算化していますが評価作業に必要な経費をすべてカバーできない状況にあります。そのため、エネルギー評価を希望する賛助会員等には応分の経費を負担していただくことを考えておりますので、ご了承ください。

現在のところ、仕分け後、エネルギー評価作業を具体的に進めることができる資料を備えた素材について、負担額は1 素材 70,000 円を考えております。この負担額で評価作業が滞りなくできるかどうか分かりませんが、先ずやってみようと思います。評価資料が不十分な素材については評価ができないので特に負担はお願いせず、評価ができる状態になったときに負担をお願いすることにしたいと思います。評価作業を開始した後に資料が不足して評価結果が出ない素材については、追加資料がそろって評価を再開するときには追加料金は徴収しないようにしたいと考えております。

4) 検討委員会の評価結果が出た段階で、申請企業（賛助会員）へ評価結果についての意見をお聞きします。また、評価結果は HP や学術集会等においても公表し、会員の意見を聞く必要があると考えています。最終的には、常務理事会の承認を得て理事長名で消費者庁へ具申することを考えております。

以上のようなことをエネルギー評価の基本方針として考えております。エネルギー評価に関して、ご要望や意見があれば学会事務局までご連絡ください。また、エネルギー評価を希望する素材をお持ちの賛助会員は、学会事務局までその旨ご連絡ください。

113-0033 東京都文京区本郷 3-40-10 江戸クリエート(株)内

日本食物繊維学会事務局 (担当 ; 星)

電話 ; 03-3814-1225

Fax ; 03-3814-3215

以上